

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和6年5月29日(2024.5.29)

【公開番号】特開2023-20814(P2023-20814A)
 【公開日】令和5年2月9日(2023.2.9)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-026
 【出願番号】特願2021-184199(P2021-184199)
 【国際特許分類】

H 0 4 N 2 1 / 2 5 8 (2 0 1 1 . 0 1)

H 0 4 N 2 1 / 2 3 5 (2 0 1 1 . 0 1)

H 0 4 L 6 7 / 0 2 (2 0 2 2 . 0 1)

G 0 6 F 1 6 / 7 3 5 (2 0 1 9 . 0 1)

10

【F I】

H 0 4 N 2 1 / 2 5 8

H 0 4 N 2 1 / 2 3 5

H 0 4 L 6 7 / 0 2

G 0 6 F 1 6 / 7 3 5

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年5月21日(2024.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

30

、
 動画配信要求を送信する第2手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第3手段、

前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、

(1)前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2)前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、プログラム。

40

【請求項2】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

、
 動画配信要求を送信する第2手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、

前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、

(1)前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2)前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣

50

味を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面の1箇所だけに表示させる、プログラム。

【請求項3】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

、
動画配信要求を送信する第2手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、

前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、

(1)前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2)前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面に表示させる、プログラム(但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含むものを除く)。

10

【請求項4】

前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記動画に重ねて表示させる、請求項1乃至3のいずれかに記載のプログラム。

【請求項5】

前記データは、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含み、

前記第4手段は、前記コメントと、前記配信者と共通する趣味と、を縦方向に並べて表示させる、請求項2または3に記載のプログラム。

20

【請求項6】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

、
動画配信要求を送信する第2手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第3手段、

前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記通知を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、プログラム。

30

【請求項7】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

、
動画配信要求を送信する第2手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、

前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記通知を前記画面の1箇所だけに表示させる、プログラム。

40

【請求項8】

視聴者が用いる視聴者端末を、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段

50

動画配信要求を送信する第2手段、
前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、
前記動画を含む画面を表示させる第4手段、として機能させ、
当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記通知を前記画面に表示させる、プログラム（但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記通知の表示を含むものを除く）。

10

【請求項9】

前記第4手段は、前記通知を前記動画に重ねて表示させる、請求項6乃至8のいずれかに記載のプログラム。

【請求項10】

前記データは、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含み、

前記第4手段は、前記コメントと、前記通知と、を縦方向に並べて表示させる、請求項7または8に記載のプログラム。

【請求項11】

前記視聴者の識別情報と、趣味が設定されたタグと、を関連付けることによって、前記視聴者と、その趣味とが関連付けられる、請求項1乃至10のいずれかに記載のプログラム。

20

【請求項12】

予め定められた複数の趣味のうちの一つが、前記視聴者および前記配信者に関連付けられる、請求項1乃至11のいずれかに記載のプログラム。

【請求項13】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2手段、として機能させ、

30

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、プログラム。

【請求項14】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2手段、として機能させ、

40

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を1箇所だけに表示させるための情報を含む、プログラム。

【請求項15】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2手段、として機能させ、

50

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含む、プログラム（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

【請求項 16】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、として機能させ、

10

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、プログラム。

【請求項 17】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

20

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、として機能させ、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を 1 箇所だけに表示させるための情報を含む、プログラム。

【請求項 18】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置を、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

30

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、として機能させ、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含む、プログラム（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

【請求項 19】

視聴者が用いる視聴者端末であって、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 手段

40

、
動画配信要求を送信する第 2 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第 3 手段、および、

前記動画を含む画面を表示させる第 4 手段を備え、

（ 1 ）前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、（ 2 ）前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第 4 手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、視聴者端末。

50

【請求項 20】

視聴者が用いる視聴者端末であって、
 前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段、
 動画配信要求を送信する第2手段、
 前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、および、
 前記動画を含む画面を表示させる第4手段を備え、
 (1) 前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2) 前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面の1箇所だけに表示させる、視聴者端末。

10

【請求項 21】

視聴者が用いる視聴者端末を、
 前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段、
 動画配信要求を送信する第2手段、
 前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、および、
 前記動画を含む画面を表示させる第4手段、を備え、
 (1) 前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2) 前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記配信者と共通する趣味を前記画面に表示させる、視聴者端末(但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含むものを除く)。

20

【請求項 22】

視聴者が用いる視聴者端末であって、
 前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段、
 動画配信要求を送信する第2手段、
 前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第3手段、および、
 前記動画を含む画面を表示させる第4手段を備え、
 当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第4手段は、前記通知を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、視聴者端末。

30

40

【請求項 23】

視聴者が用いる視聴者端末であって、
 前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第1手段、
 動画配信要求を送信する第2手段、
 前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第3手段、
 前記動画を含む画面を表示させる第4手段を備え、
 当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通

50

知を表示させるための情報を含み、前記第 4 手段は、前記通知を前記画面の 1 箇所だけに表示させる、視聴者端末。

【請求項 2 4】

視聴者が用いる視聴者端末であって、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 手段

、
動画配信要求を送信する第 2 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第 3 手段、および、

前記動画を含む画面を表示させる第 4 手段を備え、

10

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第 4 手段は、前記通知を前記画面に表示させる、視聴者端末（但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記通知の表示を含むものを除く）。

【請求項 2 5】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

20

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、動画配信装置。

【請求項 2 6】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

30

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を 1 箇所だけに表示させるための情報を含む、動画配信装置。

【請求項 2 7】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

40

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含む、動画配信装置（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

【請求項 2 8】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

50

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、動画配信装置。

【請求項 29】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を 1 箇所だけに表示させるための情報を含む、動画配信装置。

【請求項 30】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置であって、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 手段、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 手段、を備え、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含む、動画配信装置（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

【請求項 31】

視聴者が用いる視聴者端末が、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、

動画配信要求を送信する第 2 ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第 3 ステップ、および、

前記動画を含む画面を表示させる第 4 ステップを含み、

(1) 前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2) 前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第 4 ステップでは、前記配信者と共通する趣味を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、表示制御方法。

【請求項 32】

視聴者が用いる視聴者端末が、

前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、

動画配信要求を送信する第 2 ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第 3 ステップ、および、

前記動画を含む画面を表示させる第 4 ステップを含み、

10

20

30

40

50

(1) 前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2) 前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第 4 ステップでは、前記配信者と共通する趣味を前記画面の 1 箇所だけに表示させる、表示制御方法。

【請求項 3 3】

視聴者が用いる視聴者端末を、
前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、
動画配信要求を送信する第 2 ステップ、
前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第 3 ステップ、
および、
前記動画を含む画面を表示させる第 4 ステップを含み、

10

(1) 前記視聴者に関連付けられた趣味、または、当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、(2) 前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含み、前記第 4 ステップでは、前記配信者と共通する趣味を前記画面に表示させる、表示制御方法(但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含むものを除く)。

【請求項 3 4】

視聴者が用いる視聴者端末が、
前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、
動画配信要求を送信する第 2 ステップ、
前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを受信する第 3 ステップ、および、
前記動画を含む画面を表示させる第 4 ステップを含み、

20

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第 4 ステップでは、前記通知を前記画面において前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させる、表示制御方法。

30

【請求項 3 5】

視聴者が用いる視聴者端末が、
前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、
動画配信要求を送信する第 2 ステップ、
前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第 3 ステップ、
前記動画を含む画面を表示させる第 4 ステップを含み、

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第 4 ステップでは、前記通知を前記画面の 1 箇所だけに表示させる、表示制御方法。

40

【請求項 3 6】

視聴者が用いる視聴者端末が、
前記視聴者と、その趣味と、を関連付けるための操作を視聴者から受け付ける第 1 ステップ、
動画配信要求を送信する第 2 ステップ、
前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを受信する第 3 ステップ、

50

および、

前記動画を含む画面を表示させる第4ステップを含み、

当該動画の配信を要求する動画配信要求を送信した他の端末装置の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含み、前記第4ステップでは、前記通知を前記画面に表示させる、視聴者端末（但し、前記画面が、前記動画と重なって右から左に移動する前記通知の表示を含むものを除く）。

【請求項37】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を
10 関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、動画配信方法。

【請求項38】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を
20 関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を1箇所だけに表示させるための情報を含む、動画配信方法。

【請求項39】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を
30 関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を含む、動画配信方法（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

【請求項40】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を
40 関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第1ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータであって、前記動画に対して視聴者により入力されたコメントを含むデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第2ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を前記コメントと縦方向に並ぶ位置にのみ表示させるための情報を含む、動画配信方法。

【請求項 4 1】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を 1 箇所だけに表示させるための情報を含む、動画配信方法。

10

【請求項 4 2】

視聴者端末と接続され、各視聴者端末の視聴者および動画の配信者と、その趣味と、を関連付けて記憶したデータベースにアクセス可能な動画配信装置が、

視聴者端末から動画配信要求を受信する第 1 ステップ、

前記動画配信要求に対応した動画を表示させるためのデータを前記動画配信要求を送信した視聴者端末に送信する第 2 ステップ、を含み、

前記動画配信要求を送信した視聴者端末の視聴者に関連付けられた趣味と、前記動画の配信者に関連付けられた趣味と、が一致している場合、前記データは、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を含む、動画配信方法（但し、前記データが、前記動画と重なって右から左に移動する前記趣味の表示を含む画面を表示させるためのデータであるものを除く）。

20

【請求項 4 3】

請求項 1 9 乃至 2 4 のいずれかに記載の視聴者端末と、請求項 2 5 乃至 3 0 のいずれかに記載の動画配信装置と、を備えるシステム。

【請求項 4 4】

請求項 1 9 乃至 2 1 のいずれかに記載の視聴者端末と、請求項 2 5 乃至 2 7 のいずれかに記載の動画配信装置と、を備え、

前記動画配信装置が、前記配信者と共通する趣味を表示させるための情報を前記視聴者端末に送信することにより、前記視聴者端末は、前記配信者と共通する趣味を前記画面に表示させる、システム。

30

【請求項 4 5】

請求項 2 2 乃至 2 4 のいずれかに記載の視聴者端末と、請求項 2 8 乃至 3 0 のいずれかに記載の動画配信装置と、を備え、

前記動画配信装置が、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を表示させるための情報を前記視聴者端末に送信することにより、前記視聴者端末は、前記配信者と共通する趣味が関連付けられた視聴者が視聴を開始したことを示す通知を前記画面に表示させる、システム。

40

50